

八、保険費用の負擔—國庫、労働者、雇主の三者平等負擔とすること。

九、保険の經營—中央保険局の下に地方保険局を設く。保険委員には労働組合代表者を参加せしめること。

理由

一、昨年本會議議結成大會に於て、今日失業問題が緊急焦眉の問題なるに鑑み、失業救済、防止のための當面緊急の對策として、失業手当の國家支給以下九項（即ち、失業手当の國家支給、強制失業保險の國營、七時間労働制の確立、職業紹介機關の擴充並に労働組合管理、大規模失業救済事業の興起、消費組合及労働組合への政府米大量拂下げ、失業者に對する租税家賃、電燈及び瓦斯料金の免除、失業者に對する無料宿泊所、無料食堂の新設及び増設、資本家的産業合理化反對にわたる要求を掲げ、政府當局に對する要請其他の手段によりこれが實現に努力して來た。しかるに政府當局は、これらの對策に關して何等施す所がない。

政府當局は、今日頓に「非常時」を高調するも、その實質的對策に觸れず、特に失業對策に對しては、非常時事態が一面失業に原因し、失業深化の現象であることを知らざるが如くである。我等は、今日非常時打開のためにも、さきに掲げた諸要求の全面的實現を期するものである。しかも本大會に於て、特に失業保險法の問題を取り上げる所以は、二つある。その第一は、最近頓に擡頭せる資本家團體の失業保險法暗殺の策謀を粉碎するためであり、第二は、最近稍もすれば混迷に陥らんとする政府當局の失業對策に對して猛省を促さんとする爲めである。即ち、我等は現下の失業對策に於て、失業保險法制定の緊要性を明かにしこれが促進を計らんとする。

二、我國の資本家團體が、労働立法乃至は社會政策に對して、十年一日の如く、頑迷反動の態度を持し來れることは、嘗て

の労働組合法反對其他の問題に於て隨所に現はれてゐるが、就中、失業對策に關しては、最も露骨なる反動性を暴露した。最近日僑労働者失業共済施設要綱に關する社會局長が發表せられるや、かゝる微温、不徹底なる試案に對してすら、いち早く反對を聲明し、特にこれが失業保險法制度の氣運を醸成することに對して反對なることを強調してゐる。かゝる態度の不合理にしてそれ自體が反動性を曝露するものであることは我等の當時既に聲明した所である。この資本家團體の失業對策の中心は、失業保險法制定反對にある。彼等の金科玉條とする反對理由なるものを概観するに

(一)失業保險法制定は我國に於ける勞資間の家族的相互扶助的傳統と矛盾する(二)國家財政の難局を招來する(三)事業を不健全にし労働者を怠惰にする(四)女工乃至季節的労働者多き故實施困難なり等を擧げてゐる。

加之資本家團體は解雇手當法(從來の十四日分の法定解雇手當を多少増額することを内容とする)の制定を以て、失業保險法に代置せしめんとしてゐる。我等は茲に彼等の反對理由の一つ一つを眞面目に精駁する程の勇氣と必要を認めない。これは要するに、彼等一流の家族主義温情主義的欺瞞のための口實乃至は資本家の個人主義的利己のために一切の社會的福祉の増進をも犠牲にして顧みざる態度に過ぎない。

三、資本家團體のかゝる態度は必然的に政府當局に反映し政府の失業對策の如きは、現實に見るべきものなきのみならず、その促進の方策の如きも、朝に日僑労働者失業共済施設案を示し、夕には解雇手當法案を云々するといふが如く、その間一定の體系を求め、正常的發展を計る熱意と眞實性を認むる事が出来ない。失業の擴大深化を前にして徒らに左顧右眎その對策の歸趨を疑はしむる觀なきを得ない。我等は、失業保險法の制定を以て、失業救済の基本的正常的對策なりと主張する。これによつて爾餘の對策は進歩的且つ合理的たり得るものなることを強調する。政府當局は、失業保險法の制定に直